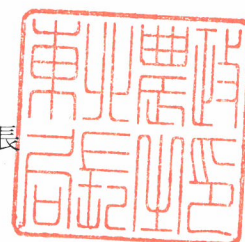


30 北 振 第 7 号
平成 30 年 4 月 11 日

岩手県知事 殿

東北農政局長



環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2611 号をもって、農林水産事務次官から環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の一部改正の通知があったので、御了知願います。





29農振第2611号
平成30年3月30日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の一部改正について

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本要綱の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の各県知事に対しては貴職から通知するとともに、本要綱の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

